

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 TLホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢野広一
(コード 3777 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役財務統 HUANG LIAOZHAN
(TEL. 03-6275-2012)

平成 22 年 12 月期第 1 四半期報告書提出遅延及び
当社株式の監理銘柄 (確認中) 指定の見込みに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 12 月期第 1 四半期 (以下「当四半期」という) 報告書につきまして、金融商品取引法に基づく法定提出期限であります平成 22 年 5 月 17 日に関東財務局長宛に提出できない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 当四半期報告書の提出遅延の理由

清友監査法人による監査におきまして、その監査姿勢、監査方法など全般に亘って監査法人として、著しく公正を欠き、その職務、責任を果たすことが期待出来ないことから、会社法第 340 条第 1 項により、監査役会全員の同意を以って、監査役会の決議により清友監査法人を解任いたしました。

当社としては、これまで同監査法人に対しまして誠意を持って対応し、必要な資料提供、説明等を行ってまいりましたが、同監査法人は合理的かつ妥当な説明もなく、一方的な意見表明、指摘をするばかりで徒らに監査日程の順延を図るのみならず、自らの要求が入れられなければ監査意見を差し控えるという発言を繰り返してまいりました。当社としましては、これまで議論を重ねてまいりましたが、会社法第 340 条第 1 項所定の解任事由に該当するものと当社監査役会が判断し、本日平成 22 年 5 月 14 日付を以って解任を決議いたしました。

また、本日開催の監査役会において会社法第 346 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、一時会計監査人として監査法人元和を選任し、本日付で一時会計監査人に関する監査契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

なお、金融商品取引法監査に関しましても同様に変更になります。

従いまして、現在、就任された一時会計監査人である監査法人元和による監査業務の引き継ぎ及び当四半期の監査未了という状況であるため、当四半期報告書の提出遅延が見込まれるものであります。

2. 当四半期報告書の提出予定 平成 22 年 6 月 15 日までに

3. 当四半期決算短信の開示予定 平成 22 年 6 月 15 日までに

4. 監理銘柄（確認中）への指定

株式会社大阪証券取引所の定める監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号の 2 a (o)イにより、金融商品取引法に定める提出期限までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄（確認中）に指定することとされております。そのため、当社株式は、大阪証券取引所により、投資家の皆様の注意を喚起するため、本日平成 22 年 5 月 14 日より監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

5. 今後の対応

当社は、平成 22 年 6 月 15 日までに、当四半期決算短信の発表を行った上、関東財務局に対して当四半期報告書を提出する予定です。

株主、投資家及び取引先の皆様並びに市場関係者の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様には大変なご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げますとともに、一日も早く監理銘柄の指定が解除されるよう全力を尽くして鋭意努力し、信頼の回復に努めてまいります。

以 上